

学校感染症一覧

学校は集団生活のため感染症が広がりやすく、予防と早期対応が大切です。下記の感染症は出席停止期間が学校保健安全法により決まっています。

第一種：感染症予防法の一類感染症と二類感染症（結核を除く）…入院等の措置が必要

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで

第二種：飛沫感染するもので児童生徒で感染が多く、学校において流行を広げる可能性が高い

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後、 <u>5日を経過</u> し、かつ <u>解熱した後2日を経過</u> するまで
コロナウイルス感染症	発症した後 <u>5日を経過</u> し、かつ症状が <u>軽快した後1日を経過</u> するまで
百日咳	<u>特有の咳が消失するまで</u> 、または <u>5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u>
麻疹(はしか)	<u>解熱した後3日を経過</u> するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が <u>発現した後5日を経過</u> し、 <u>全身状態がよくなるまで</u>
風疹(三日はしか)	<u>発疹が消えるまで</u>
水痘(水ぼうそう)	<u>すべての発疹が痂皮化(かさぶた)になるまで</u>
咽頭結膜熱(プール熱)	<u>主要症状が消えた後2日を経過</u> するまで
結核	医師の診察において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師の診察において感染の恐れがないと認めるまで

第三種：学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症〔手足口病、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎など〕	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで